

新たな国際頭脳循環モード促進プログラム

Researcher New-mode Mobility Accelerator Program

公募要領

I 概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）は、日本の科学技術の発展を将来にわたり国際的にリードしていく研究者の育成に資するため、若手研究者が短期間先進国等へ渡航し、渡航先研究機関で共同研究や交流を実施することを支援します。このことにより、将来の学位取得を目的とし海外の研究者の研究費に伴うリサーチアシスタント経費等を得た長期留学や海外研究機関におけるポスト獲得といった、海外でポスト等を獲得する国際頭脳循環モードを促進するとともに、国際共同研究の実施など、国際的な研究活動への一歩を踏み出すきっかけ作りを促進します。支援は、メンターとなる研究代表者および渡航先で共同研究や交流を実施する研究者（以下、渡航する研究者）による研究グループ単位で実施します。

1. 募集分野と相手国側研究チーム

(1) 募集分野

デジタルサイエンス、AI、量子技術に関係する先端分野

(2) 相手国側研究チーム

- ・ アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、オーストラリア、フランス、カナダ、スペイン、オランダ、スイス、スウェーデンを対象国として、当該国の公的資金配分機関（以下、FA）から支援を受けている、または今後支援を受ける見込みである研究機関に所属する研究者または研究チームとします。
- ・ 当機構は、日本側の研究者および研究チームに対して、渡航する研究者の海外渡航費を含む研究・交流費の支援を行います。相手国側の研究チームの経費は含みません。

2. 応募資格

(1) 応募資格と日本側チームの構成

- ・ 渡航する研究者は原則、下記（i）、（ii）のいずれかに該当するものとします。
 - （i）応募締切日時点で修士・博士課程（博士前期・後期課程）に在籍し、研究・交流期間中も引き続き在籍する学生であること
 - （ii）大学、公的研究機関等で研究活動を行う研究者で学位取得後 10 年程度以内であることなお、研究・交流期間中に修士課程から博士課程へ進学、または博士課程を修了し引き続き博士研究員（ポスドク）として在籍する場合も差し支えありませんが、メンターとなる研究代表者との委託研究契約締結となるため、機関内での経費執行に支障がないことを条件とします。
- ・ 日本側チームは、渡航する研究者のメンターとなる研究代表者 1 名と、渡航する研究者（1 名～複数名も可）から成ります。渡航する研究者の人数に制限はありませんが、申請予算内で十分な渡航・研究・交流計画ができることが必要です。
- ・ メンターとなる研究代表者と渡航する研究者は、同一の日本国内の大学や研究機関に所属していることとします。JST と機関間の委託研究契約は、メンターとなる研究代表者と締結します。予算の執行・管理に問題がない体制にしてください。
- ・ 下記（i）（ii）のいずれかに該当する相手国側研究者と、渡航する研究者の受入れに関し基本的な合意ができていないことが必要です。複数の機関の研究者を訪問する場合には少なくとも一カ所はこの条件を満たしている必要があります。

- (i) 相手国側 FA の何らかのプログラムですすでに支援を受けており、研究を計画している。
- (ii) 相手国側 FA の何らかのプログラムに申請済みで、2022 年 10 月 11 日（公募締切日）までに採択結果が判明する。

(2) 提案にあたっての注意事項

- ・ 指定の申請書の様式に従ってください。必須項目として、渡航先での共同研究計画および交流計画が含まれます。
- ・ 日本側の研究者は、相手国側 FA の何らかのプログラムで支援を受けている、または申請中の相手国側研究者と応募前にコンタクトし、渡航する研究者を受入れる意思を確認した上で応募してください。
- ・ 相手国側研究者が、相手国側 FA から何らかのプログラムで支援を受けていない場合、または提案が不採択となった場合は、本件の応募は選考の対象になりませんので、ご注意ください。
- ・ 複数の機関の研究者を訪問する場合には少なくとも一カ所は上記の条件を満たしている必要があります。将来の留学やポスト獲得等に鑑み、複数の機関を回ることも可能です。
- ・ プログラムの趣旨に鑑み、研究・交流の遂行上必要な場合、一つの国に追加して対象国のうち別の国の機関の研究者への訪問のための渡航も可能です。

3. 募集締切

令和 4 年 10 月 11 日（火） 12:00

4. 採択予定件数

10 件程度

5. スケジュール

2022 年 10 月 11 日	公募締切
2022 年 11 月	審査
2023 年 1 月	結果通知（予定）
2023 年 2 月	研究開始（予定）
2024 年 3 月	研究終了（予定）

II プログラムの内容

1. 予算規模

1 課題当たりの予算は 200 万～400 万円（直接経費の 30%にあたる間接経費を含む）とします。

※予算は千円単位とし、直接経費、間接経費ともに千円未満の端数がないようにしてください。

例 1：直接経費 150 万円（1,500 千円）、間接経費 45 万円（450 千円）で総額 195 万円（1,950 千円）

例 2：直接経費 300 万円（3,000 千円）、間接経費 90 万円（900 千円）で総額 390 万円（3,900 千円）

2. 期間

渡航に向けた準備、実際の渡航、帰国後のフォローアップを含み研究・交流開始から令和 5 年度末まで（予定）とします。

- ・ 渡航期間は、数週間～3 ヶ月程度を目安とします。結果通知予定時期、研究開始予定日を考慮した渡航準備・研究計画としてください。
- ・ 国内・外の情勢や渡航する研究者の事情により渡航が難しい場合は、研究主幹の承認により研究期間の延長

が認められる場合もあります。

3. 支出費目

(1) 研究費（直接経費）

研究費（直接経費）とは、日本側研究機関の研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅費：渡航する研究者の旅費および研究計画書記載の研究参加者等の旅費
原則として、所属する研究機関の規程に従って支出してください。渡航費用のほか、渡航中に実施する研究に資する活動や、成果普及・展開のための活動旅費なども支出可能です。
- c. 人件費・謝金
- d. その他：当該研究開発を遂行するために必要な経費（論文投稿料等研究成果発表費用、機器リース費用、運搬費等）

※経費の執行については、最新の「委託研究事務処理説明書（共通版、補完版）」「FAQ」（戦略的国際共同研究プログラム他）¹をご確認ください。本プログラムではその目的に鑑み、渡航先での研究・交流計画遂行上必要かつ、研究機関での規定に従った支出が可能であれば、以下のような経費の支出が可能です。

・ 書籍購入、入寮費、寝具費、図書館利用料、施設使用料や、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用することができない地域におけるタクシー利用料などの直接経費での支出

・ レンタカー

移動手段としてのレンタカー、燃料代、高速道路料金の取り扱いについては、効率性・経済性に配慮した上で、各研究機関の規程に基づき適切に判断を行って処理してください。なお、予算費目は「その他」として計上ください。但し、研究機関の旅費規程で「旅費」に計上する場合の予算費目は「旅費」としてください。（FAQ4002）

レンタカーを借りた際に保険にも加入した場合、研究機関の旅費規程等に沿って処理されることを前提に、直接経費からの支出が可能です。（FAQ4013）

・ 渡航先での計画にない支出

当該研究課題の渡航先での遂行上必要かつ、研究機関の規程に従って支出し計上することが可能であれば、計画書に記載のない研究機関等への訪問、学会・研究会等への参加等にかかる経費等を、直接経費で支出することができます。（FAQ4004）

・ 安全対策措置・安全管理上の支出

研究機関の旅費規程等に沿って処理されることを前提に、海外旅行保険、予防接種に要する費用を直接経費にて支出することが可能です。（FAQ2001）

・ 渡航・滞在手続き上の支出

海外渡航・滞在に伴う査証（ビザ）の要否・種類の確認や手続き、入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置の確認やそれに伴う手続き、海外渡航に伴う旅券（パスポート）の交付手数料や査証（ビザ）手数料の支出は、研究機関の規程に基づき判断することとなりますが、当該パスポートやビザの有効期間中に当該委託研究以外の目的でも使用することが想定される場合は、直接経費以外（間接経費等）での支出が望ましいとされています。（FAQ2004）

¹ JST 研究契約に係る書類 <https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

(2) 間接経費

当該委託研究の実施に伴う研究機関の管理などに必要な経費として、研究費（直接経費）の30%の間接経費を計上してください。

Ⅲ 申請書類の作成・提出

1. 申請書類の様式

- ・ 申請様式に従い、作成してください。申請様式に含まれる「日本側研究機関の長による確認書」には、機関の長の押印が必要です。大学の場合は総長等であり、学部長や学科長ではありませんのでご注意ください。なお、公印は省略可能です。各機関において定められた手続きによって省略してください。省略する場合は該当の書式の右上に機関における文書番号を記載願います。
- ・ 共同研究や交流の実施について、相手国側研究者と合意していることを示す書類（LoI: Letter of Intent 等）を提出してください。LoI には、受入れ機関の研究者が日本側研究者を受入れる意思を示した内容を記載してください。また、受入れ機関はその国の公的資金配分機関から支援を受けている必要がありますので、その情報も記載してください。複数の機関を回る場合、原則として、すべての受入れ機関の研究者の LoI が必要ですが、少なくとも一カ所は相手国側 FA からの支援を受けていることとします。

2. 申請書類の提出

日本側研究者は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて応募してください。

府省共通研究開発管理システム (<https://www.e-rad.go.jp/index.html>)

公募名：新たな国際頭脳循環モード促進プログラム

英語名称：Researcher New-mode Mobility Accelerator Program（略称：ReNewMAP）

Ⅳ 提案内容の採択

1. 採択手順

当機構が提案を受理した後、提案の審査を行い、採否を決定する予定です。

2. 審査に当たっての主な基準

審査は、次の一般的な評価基準に加え、本領域の趣旨に沿った評価基準を適用します。

(1) 一般的な評価基準

- ア 事業の趣旨（国際共通的な課題解決及び諸外国との連携を通じたわが国の科学技術力の強化に資する成果を得ること）に合致していること。
- イ 課題の目標及び計画が適切であること。
- ウ 課題のコストパフォーマンスが考慮された研究費計画となっていること。
- エ その他、事業の目的を達成するために必要な評価項目。

(2) 本領域の趣旨に沿った評価基準

- ・ 日本の科学技術の発展への長期的な貢献が期待できるか。
- ・ 渡航先での共同研究・交流計画は適切か。
- ・ 渡航する研究・交流者の経歴（学歴、職歴、実績等）は研究計画の遂行上適切か。
- ・ 全体の研究計画における渡航の位置づけは適切か。
- ・ 将来の学位取得を目的とし海外の研究者のリサーチアシスタント経費等を得た海外留学、海外研究機関でのポスト獲得、共同研究の発展の見通しは適切か。

V 留意事項

公募要領および公募要領別紙（日本側応募者への応募にあたっての注意事項）のうち、とくにご留意いただきたい事項は以下のとおりです。

1. 安全管理上の責務

(1) 渡航する研究者の安全管理について

渡航する研究者の所属機関およびメンターにおいては、渡航先も含めて安全対策措置を徹底してください。負傷時に備え、緊急移送サービスを含む海外旅行傷害保険への加入も徹底するとともに、予防接種の支援や緊急連絡体制の構築等の安全管理に配慮してください。

(2) 渡航の際の手続きについて

海外渡航・滞在に伴う査証（ビザ）の可否・種類の確認や手続き、新型コロナウイルスに係る日本からの渡航する研究者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置および入国に際しての条件・行動制限措置の確認やそれに伴う手続きは、所属機関が渡航に関する責任（安全配慮義務を含む）を全面的に負うとともに必要な手配・手続きを行ってください。

また在留届の提出や外務省の「たびレジ」(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>)への登録の徹底など、外務省からの情報を踏まえて、渡航する研究者の安全対策に最大限努めてください。

外務省渡航・滞在：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

外務省海外安全情報：https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

2. 研究機関の責務

(1) JSTと委託研究契約を締結する研究機関（研究代表機関、共同研究機関）は、JSTの定める契約書に従って研究契約を締結する必要があります。また、研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。（第3章 3.2 委託研究契約）

(2) 研究機関が国又は地方公共団体である場合（省の施設等機関含む。国立大学法人等の法人格を有する機関は非該当）、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。申請前に所属機関に確認のうえ、事前にJSTまでご連絡ください。（第3章 3.4 研究機関等の責務）

(3) 研究の実施にあたり、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。（第4章 4.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処））

3. 研究代表者の責務

日本側研究代表者は、研究倫理に関する教育プログラムを修了している必要があります。修了していることが確認できない場合は、要件不備となりますのでご注意ください。（第4章 4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について）

VI 終了報告

研究終了に際し、以下の書類をご提出いただきます。

(1) 終了報告書・渡航先での共同研究計画および交流計画の達成度

- ・ 将来の学位取得を目的とした海外留学、海外でのポスト獲得、共同研究の発展の見通し

(2) 実績報告書 実施内容や成果

(3) 渡航した研究者本人の手記

渡航にまつわる体験談、失敗談、感想などを手記にまとめ、写真も沿えてご提出ください（形式、内容自由。写真については、著作権、肖像権がクリアなもの）。手記の中に、以下の質問の答えを、それぞれ 100 文字以内で記載してください。

ご提出いただいた内容は、例えば、「トビタテ！留学 JAPAN」(<https://tobitate.mext.go.jp/>) 等の外部サイトに掲載させていただくことがあります。

- ・ 現在の研究分野等について簡単に教えてください。
- ・ 海外の研究機関に渡航をしようと思った理由、きっかけは何ですか。
- ・ 海外の研究機関に渡航するに当たり、ハードルに感じていたことは何ですか。そしてそれをどのように乗り越えましたか。
- ・ 実際に渡航をしてみて、良かったと思うこと、大変だったと思うことは何ですか。
- ・ 海外への渡航の経験をどのような場面で活かしていますか（公私とも）。
- ・ 渡航した際に構築したネットワークを活用していますか。
- ・ 海外の研究機関への渡航を希望している後輩へのメッセージはありますか。
- ・ その他伝えたい事、思うことがあれば自由に記述してください。

(4) 博士人材データベース「JGRAD」への登録

渡航した研究者のかたには、社会における博士人材の活躍状況を幅広く把握するため、文部科学省 科学技術・学術政策研究所（NISTEP）が整備を進めている博士人材データベース「JGRAD」への登録をお願いしています（登録は任意）。<https://jgrad.nistep.go.jp/>

VII お問い合わせ先

国立研究開発法人科学技術振興機構

国際部 事業実施グループ 豊福、白石、大阿久

E-mail : renewmap@jst.go.jp